

バリアフリー改修を行った住宅の固定資産税が減額されます

減額適用の要件

対象となる家屋	新築された日から10年以上を経過した住宅で、改修後の床面積が50㎡以上、280㎡以下であり、居住部分の割合が当該家屋の1/2以上であること
改修完了年月日	令和8年3月31日まで
改修に要した費用	補助金等を除く自己負担額が50万円超
右のいずれかの人が居住している事	① 65歳以上の人 ② 介護保険の要介護認定又は要支援認定を受けている人 ③ 障がいのある人
対象となる工事	①廊下の拡幅 ②階段の勾配の緩和 ③浴室の改良 ④トイレの改良 ⑤手すりの取り付け ⑥床の段差の解消 ⑦引き戸への取替え ⑧床表面の滑り止め化

※ 適用を受けられるのは1戸につき1回のみです。

※ 耐震改修による減額との同時適用はできません。

減額の内容

減額期間	改修工事が完了した年の翌年度分
対象床面積	1戸当たり100㎡まで (なお、減額対象は居住部分の床面積に限ります)
減額される額	対象床面積の税額の3分の1 ※省エネ改修による減額制度と同時適用の場合は固定資産税の3分の2

※ 減額となるのは固定資産税のみです。都市計画税は減額されません。

※ 土地についての減額はありません。

申告方法

申告に必要なもの	<input type="checkbox"/> 申告書 <input type="checkbox"/> 工事明細書 <input type="checkbox"/> 当該家屋に居住している方の介護保険証または障がい者手帳 <input type="checkbox"/> 改修費用が確認できる書類(領収書等) <input type="checkbox"/> 改修内容のわかる図面、写真(改修前、改修後) <input type="checkbox"/> 補助金を受けた場合は、その金額が分かる書類(補助金支給決定通知書等) <input type="checkbox"/> 納税義務者の個人番号確認書類(マイナンバーカード等) <input type="checkbox"/> 納税義務者の本人確認書類(マイナンバーカード、運転免許証等) <input type="checkbox"/> 所有者が法人の場合は申告書に法人印の押印をお願いします。
申告期限	改修工事完了後3か月以内
申告先	大阪狭山市総務部税務グループ 固定資産税担当

【問い合わせ】

大阪狭山市総務部税務グループ 固定資産税担当

電話 072-349-9401 (直通)